

「サキホコレ」デザイン等使用管理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、秋田県（以下「県」という。）に商標権及び著作権が帰属する「サキホコレ」の米袋デザイン、ロゴマーク、ブランドコンセプト、キャッチコピー等（以下「デザイン等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用許諾及び管理を行う機関）

第2条 県は、デザイン等の使用許諾及び管理の業務を、秋田米新品種ブランド化戦略本部（以下「戦略本部」という。）に委託する。

（デザイン等の使用範囲）

第3条 デザイン等は、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- （1）米穀販売業者等が「サキホコレ」の販売等のため米袋に使用する場合
- （2）「サキホコレ」の認知度向上等のため米袋以外に使用する場合

（表示）

第4条 前条の規定によるデザイン等の使用は、別に定める「「サキホコレ」デザイン運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

2 前条（1）の場合は、原則として、マニュアルに定める米袋用統一デザインを使用するものとする。

（使用の申請）

第5条 デザイン等を使用しようとする者は、次に掲げる申請書をあらかじめ戦略本部長に提出し、許諾を受けなければならない。

- （1）第3条（1）の目的でデザイン等を使用しようとする場合は、「サキホコレ」デザイン等使用許諾申請書（米袋用）（別記様式第1－1号）
 - （2）第3条（2）の目的でデザイン等（米袋用統一デザインを除く。）を使用しようとする場合は、「サキホコレ」デザイン等使用許諾申請書（米袋以外）（別記様式第1－2号）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続きを省略することができる。
- （1）報道機関がデザイン等を報道の目的で使用する場合
 - （2）その他戦略本部長が必要と認めた場合

（使用の許諾）

第6条 戦略本部長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は、「サキホコレ」デザイン等

使用許諾書（別記様式第2号。以下「許諾書」という。）により使用を許諾する旨を、いずれかに該当する場合は、「サキホコレ」デザイン等使用不許諾書（別記様式第3号）により使用を許諾しない旨を通知するものとする。

- (1) デザイン等の使用によって商品の品質の誤認又は他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (2) デザイン等の使用が、マニュアルに合致していないと認められる場合
 - (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用されるおそれがあると認められる場合
 - (4) デザイン等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがある場合
 - (5) その他デザイン等の使用が適当でない又は「サキホコレ」のブランド化に重大な支障を及ぼすと認められる場合
- 2 戦略本部長は、前項の規定によりデザイン等の使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 デザイン等の使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザイン等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 米の包装を目的に使用する場合は、「「サキホコレ」区分集荷ガイドライン」に定める品質・出荷基準を満たさない米をデザイン等が使用された米袋に包装しないこと。
- (2) 使用許諾を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) デザイン等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。
- (5) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに戦略本部に連絡すること。
- (6) デザイン等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、戦略本部に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7) 戦略本部がデザイン等の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答しなければならない。また、戦略本部に提出を求められた商品及びその他資料を提出しなければならない。
- (8) デザイン等の使用に当たり、故意又は過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を県に賠償すること。

（使用許諾の変更）

第8条 使用者は、使用許諾を受けた事項に変更が生じるときは、「サキホコレ」デザイン等使用許諾変更申請書（別記様式第4号）に許諾書及び変更後の図案等を添えて戦略本部長に提出し、改めて変更後の許諾書の交付を受けなければならない。

（使用の中止）

第9条 使用者は、デザイン等を使用する必要がなくなったときは、「サキホコレ」デ

ザイン等使用中止届（別記様式第5号）に許諾書（変更があったときは変更後のもの）を添えて戦略本部長に届け出なければならない。

（使用許諾の取消し）

第10条 戦略本部長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができる。

（1）この要領の規定に違反したとき。

（2）第6条第1項に定める使用許諾の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。

（3）その他「サキホコレ」のブランド化に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用許諾を取り消す場合は、「サキホコレ」デザイン等使用許諾取消書（別記様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許諾が取り消された者は、使用許諾取り消し後、速やかに、デザイン等を使用する商品等を廃棄しなければならない。

4 県及び戦略本部は、使用者が前項の規定により使用許諾を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第11条 デザイン等の使用料は、無料とする。

（権利譲渡の禁止）

第12条 使用者は、使用許諾を受けた権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

（商標の管理）

第13条 戦略本部長は、申請書を審査し使用許諾又は不許諾をした場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、戦略本部の事務局内に備え置くものとする。

（1）申請年月日

（2）申請者名・住所

（3）使用目的

（4）審査結果

（5）許諾番号

（6）許諾年月日

（7）満了年月日

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、戦略本部が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月18日から施行する。

別記様式第1-1号(第5条関係)

「サキホコレ」デザイン等使用許諾申請書（米袋用）

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 住 所 (法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名 (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名
電話番号
E-MAIL

「サキホコレ」デザイン等使用管理要領第5条の規定により、次のとおり申請します。
 なお、使用に当たっては、「サキホコレ」デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

- 1 申請者（法人、団体）の概要
- 2 使用目的（精米の販売、米袋の販売など）
- 3 使用する形態 ※該当する□にチェックを入れてください。

☐「サキホコレ」デザイン運用マニュアルに定める米袋用統一デザインを使用
(☐基本形 ☐特別栽培米用 ☐新米用 ☐無洗米用)

□「サキホコレ」デザイン運用マニュアルに定めるロゴマーク等を使用
※使用の仕方が分かる米袋の図案等を必ず添付してください。

☐市販米袋を使用（購入先名称：_____）

- 4 米の仕入先（予定） ※米袋の販売の場合は不要

名称	住所

- ## 5 その他特記事項

別記様式第 1－2 号（第 5 条関係）

「サキホコレ」デザイン等使用許諾申請書（米袋以外）

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 住 所 （法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）
氏 名 （法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
担当者名
電話番号
E-MAIL

「サキホコレ」デザイン等使用管理要領第 5 条の規定により、次のとおり申請します。
なお、使用に当たっては、「サキホコレ」デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

- 1 申請者（法人、団体）の概要
- 2 使用目的（商品、イベント名など）
- 3 使用する形態 ※使用の仕方が分かる商品等の図案等を必ず添付してください。
- 4 使用期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 5 使用数量（製作物の数、印刷部数等）
- 6 米の仕入先（予定） ※「サキホコレ」を加工品等に使用する場合

名称	住所

- 7 その他特記事項

別記様式第2号（第6条関係）

秋新戦 一
令和 年 月 日

様

秋田米新品種ブランド化戦略本部長

「サキホコレ」デザイン等使用許諾書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次のとおり使用を許諾します。

なお、使用に当たっては、「サキホコレ」デザイン等使用管理要領の規定を遵守してください。

- 1 申請者（住所及び氏名）
- 2 使用許諾番号
- 3 使用目的
- 4 使用期間 ※米袋以外にデザイン等を使用する場合
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 5 使用する形態
- 6 その他特記事項

別記様式第3号（第6条関係）

秋新戦 一
令和 年 月 日

様

秋田米新品種ブランド化戦略本部長

「サキホコレ」デザイン等使用不許諾書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次の理由により許諾しません。

理 由

別記様式第4号（第8条関係）

「サキホコレ」デザイン等使用許諾変更申請書

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 住 所 （法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）
氏 名 （法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
担当者名
電話番号
E-MAIL

令和 年 月 日に使用許諾を受けた事項について、次のとおり変更したいので、「サキホコレ」デザイン等使用管理要領第8条の規定により、申請します。

- 1 使用許諾番号
- 2 使用許諾商品等
- 3 変更する事項
※使用許諾書及び変更後の商品等の図案等を必ず添付してください。
- 4 変更の理由
- 5 備考

別記様式第5号（第9条関係）

「サキホコレ」デザイン等使用中止届

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 住 所 （法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）
氏 名 （法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
担当者名
電話番号
E-MAIL

令和 年 月 日に使用許諾を受けたデザイン等の使用を中止するので、「サキホコレ」デザイン等使用管理要領第9条の規定により、許諾書を添えて届け出ます。

- 1 使用許諾番号
- 2 使用許諾商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考

別記様式第6号（第10条関係）

秋新戦 一
令和 年 月 日

様

秋田米新品種ブランド化戦略本部長

「サキホコレ」デザイン等使用許諾取消書

令和 年 月 日付けで許諾したデザイン等の使用について、次の理由により取り消
します。

理 由